

# 検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
この度、「保医発〇512第1号」により、検査項目に検査実施料が新設されましたので、下記の通りご案内いたします。  
健康と医療の未来に貢献すべく、より良い検査サービスのご提供に努めてまいります。

謹白

## 記

■ 適用日 令和3年 5月 12日から適用

■ 新規保険収載項目

| 項目                           | 保険点数 |
|------------------------------|------|
| SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出 | 600点 |



## ▼詳細内容

| 検査項目                                     | 保険点数                   | 判断料                             | 診療報酬<br>点数表区分                    | 備考  |
|--|------------------------|---------------------------------|----------------------------------|---|
| SARS-CoV-2<br>・インフルエンザ<br>ウイルス抗原<br>同時検出 | 600点<br>(150点<br>×4回分) | 免疫学的<br>検査判断料<br>(※6 :<br>144点) | 「D012」<br>感染症<br>免疫学的検査<br>の「25」 | <p>SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原及びインフルエンザウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19 の診断を目的として行った場合に限り、「25」マイクロプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。</p> <p>COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。</p> <p>ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>なお、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出を実施した場合、本区分「22」のインフルエンザウイルス抗原定性、SARS-CoV-2 抗原検出については、別に算定できない。</p> |